

新潟県上越市

地方就職支援金



——東京圏の大学生のみなさん必見！——

新潟県内に就職し、上越市に移住する大学生を応援します。

●主な支援対象要件

- ・東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、卒業・修了したこと。
- ・大学の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住している。
- ・新潟県内の企業等への就職が内定しており、卒業後上越市に移住する意思がある。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

●支給額

- (1)就職活動で採用試験会場への移動に要した往復交通費(交通費)の1/2(支給額の上限:1万円)
- (2)移住に係る費用(移転費)の実費(支給額の上限:8万1,500円)

- ※ 申請は交通費、移転費それぞれ1回に限ります。
- ※ 就職活動に関する規定に沿って、就職活動場所から東京までの移動に掛かった往復交通費が対象です。
- ※ 移転費は、卒業・修了年度において、交通費の支給を受けた人のみが対象です。
- ※ 内定企業等から交通費の支援があった場合はその額を除いて支援額を計算します。
- ※ 同じ趣旨の補助金の交付を他の公的支援機関から受けた場合は、支援の対象となりません。

詳細は裏面へ

令和7年度



◆支援金の支給対象者(次の1～3のすべての要件を満たすこと。)

1 在学時の要件 … 次の①、②すべての要件を満たすこと

- ① 大学の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏(※1)内(条件不利地域(※2)を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業・修了していること。ただし、交通費の申請は在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。
- ② 大学の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。
※1 東京圏 … 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
※2 条件不利地域 … 過疎地域など(詳細は、市ホームページでご確認ください。)

2 上越市への転入要件 … 次の①～③のすべての要件を満たすこと

- ① 上越市に移住したこと。ただし、交通費については、勤務地が新潟県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ② 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③ 申請日から5年以上、継続して上越市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に「3 就職先の要件」を満たす企業等に就職し、上越市に居住する意思を有していること。(上越市に転入しなかった場合や就職しなかった場合、申請日から5年以内に転出した場合などは、支援金を返還していただくことがあります。)

3 就職先の要件 … 次の①～⑦のすべての要件を満たすこと

- ① 勤務地が新潟県内に所在する企業等に、「1 在学時の要件①」の要件を満たす大学または大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。(本社所在地が東京圏(東京圏の条件不利地域を除く)以外であり、勤務地が新潟県内であれば対象となります。)
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ⑥ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ⑦ 勤務地限定型社員(他地域への転勤がない)としての採用であること。

※移転費は、卒業・修了年度において、交通費の支給を受けた人のみが申請できます。

※本紙記載のほかにも詳細な要件があるため、申請に当たっては、必ず市ホームページの要件をご確認ください。

※要件は、予告なく変更となる場合があります。

※本事業は、国の制度に基づき実施しているため、令和8年度以降の実施については、未定です。

※令和7年度の申請期限は、令和8年1月30日とします。ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

＜お問い合わせ先＞

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号(木田第2庁舎2階)

ホームページ: <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/chihousyushokushien.html>

●地方就職支援金に関すること

産業部 産業政策課 労働係 ☎025-520-5730

●移住全般に関すること

総合政策部 多文化共生課 移住促進係 ☎025-520-5674